

# 病院に勤務する医師の労務管理に関する アンケート調査

- 回答は、回答用紙にご記入ください。
  - \*回答用紙は、当支援センターのホームページからダウンロードしてください。
- 回答用紙は11月30日（月）までに当支援センターあてメール又はFAXでお送り下さい。 Email:adviser@pihao.or.jp FAX:06-6776-1618
- 本調査は、各都道府県が設置している医療勤務環境改善支援センター※（以下、支援センター）による医療機関の支援に活かすこととしており、回答内容について、支援センターから問合せ等を行うことがありますのでご了承ください。
  - ※本調査は、労働基準監督署への通報を目的としたものではありません。
  - ※回答内容を、支援センターから労働基準監督署へ情報提供することはありません。

※支援センターは、医療機関における勤務環境改善の取組を支援するための機関です。  
医療法に基づき各都道府県が設置しています。  
大阪府では、一般社団法人大阪府私立病院協会が大阪府から運営を受託しております。  
※今回の依頼は、昨年7月の厚生労働省による調査協力依頼にて未回答の病院に対して、  
厚生労働省の了解を得て、当支援センターから改めてお願ひしているものです。

## ＜貴院についてお伺いします＞

- 問1．開設主体を教えてください。（当てはまるもの1つお選び下さい。）
- |                  |                    |
|------------------|--------------------|
| ア 厚生労働省          | ケ 健康保険組合及びその連合会    |
| イ 独立行政法人         | コ 共済組合及びその連合会      |
| ウ 国立高度専門医療研究センター | サ 国立大学法人           |
| エ その他の国の機関       | シ 私立学校法人           |
| オ 都道府県・市町村       | ス 公益法人・医療法人・社会福祉法人 |
| カ 地方独立行政法人       | セ 会社               |
| キ 日赤             | ソ 個人               |
| ク 厚生連            | タ その他( )           |

問2．最も多い病床を教えてください。（当てはまるもの1つお選び下さい。）

- |               |        |
|---------------|--------|
| ア 一般病床 ⇒問2-2へ | エ 結核病床 |
| イ 精神病床        | オ 療養病床 |
| ウ 感染症病床       |        |

問2-2．問2で「ア 一般病床」を選択した医療機関にお伺いします。下記の医療機能の区分で、最も病床数が多いものを教えてください。（当てはまるもの1つをお選び下さい。）

※病床機能報告の届出に従って病床をお答えいただければ結構です。

- |         |       |
|---------|-------|
| ア 高度急性期 | ウ 回復期 |
| イ 急性期   | エ 慢性期 |

問3．都道府県医療計画において救急医療機関として位置付けられていますか。

（当てはまるものすべてお選び下さい。）

- ア 3次救急医療機関として位置付けられている

- イ 2次救急医療機関として位置付けられている
- ウ 救急告示医療機関として位置付けられている
- エ その他の救急医療機関として位置付けられている
- オ 救急医療機関として位置付けられていない

問4. 医療提供の状況について教えてください。(当てはまるものすべてお選び下さい。)

- ア 昨年度又は昨年1年間の救急車の受入台数が1,000台以上である
- イ 昨年度又は昨年1年間の夜間・休日・時間外の入院件数が500件以上である
- ウ 都道府県医療計画において5疾病5事業(がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患、救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療)の確保のために必要な役割を担うと位置付けられている
- エ 機能強化型(単独型)在宅療養支援診療所又は機能強化型(単独型)在宅療養支援病院である
- オ 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院である(エ.に該当するものを除く)
- カ 精神科救急に対応する医療機関である
- キ 小児救急を提供する医療機関である
- ク 総合周産期センター又は地域周産期センターである
- ケ へき地において中核的な役割を果たす医療機関(へき地医療拠点病院又はそれに準じる役割を担う医療機関)である
- コ 高度のがん治療、移植医療等極めて高度な手術・病棟管理を行う医療機関である
- サ 児童精神科に対応する医療機関である

問5. 医師の宿日直業務について、労働基準監督署から宿日直許可を受けていますか。(当てはまるもの1つお選び下さい。)

※宿直又は日直の勤務で断続的な業務については、昼間の通常の労働の継続延長でなく、夜間に十分な睡眠がとりうこと等の要件を満たす場合には、労働基準監督署の許可を受けて、労働時間規制の対象外とすることができます。

- ア すべての宿直又は日直の業務について、宿日直許可を受けている
- イ 一部の宿直又は日直の業務(一部の病棟のみ、一部の時間帯のみ等)について、宿日直許可を受けている
- ウ 宿日直許可を申請したが、許可されなかった
- エ 宿日直許可を申請していない(許可を受けていない)

問6. 直近1年間の時間外労働時間数が960時間以上となっている医師が1人以上いますか(常勤医のみ・貴院での時間外労働分のみで回答・当てはまるもの1つお選び下さい。)

※宿日直許可を受けていない場合、宿直又は日直の時間数はすべて労働時間です。また、宿日直許可を受けていても、宿直又は日直中に昼間の通常の労働と同様の業務を行った場合は、その働いた時間分が労働時間となります。これらを前提に、法定労働時間を超える分を時間外労働時間として回答してください。

※研鑽が労働時間に該当するかどうかは上司の指揮命令下に置かれていると評価されるかどうかで判断されます。貴院の取扱いに沿って整理し、回答してください。

- ア いる
- イ いない
- ウ わからない

＜貴院の労務管理についてお伺いします＞

問7. 問6（直近1年間の時間外労働時間数が960時間以上となっている医師が1人以上いるか）で「ウ わからない」を選択した医療機関にお伺いします。その理由を教えてください。（当てはまるものすべてお選び下さい。）

- ア 在院時間しか把握していないため
- イ 宿日直中の実働時間を把握していないため
- ウ 在院時間も把握していないため
- エ その他（ ）

問8. 客観的な労働時間管理方法※の導入状況について教えてください。（当てはまるもの1つお選び下さい。）

※ 事業者は、労働者の健康確保措置を適切に実施する観点から、労働者の労働時間の状況を把握しなければなりません。労働時間の状況を把握する方法としては、原則として、タイムカード、パソコンのログインからログアウトまでの時間、又は事業者（権限を委譲された者を含む）による現認等の客観的な記録により、把握しなければなりません。

- ア 導入している
- イ 現在は導入していないが、導入を予定又は検討している
- ウ 導入しておらず、検討もしていない ⇒問8－2へ

問8－2. 問8で「ウ 導入しておらず、検討もしていない」を選択した医療機関にお伺いします。その理由を教えてください。（当てはまるものすべてお選び下さい。）

- ア 導入したとしても医師の記録が徹底されないと思われるため
- イ 時間の記録のための機材やシステムの整備・調整ができていないため
- ウ 実施のための予算が捻出できないため
- エ どこから着手してよいかわからないため
- オ 他の課題があるため  
(他の課題： )
- カ 問題が生じておらず、必要がないため  
( )
- キ その他（ ）

問9. 36協定を締結し労働基準監督署へ届け出ていますか。（当てはまるもの1つお選び下さい。）

- ア 届け出ており、医師については他職種と分けて記載している
- イ 届け出ているが、医師について分けて記載はしていない
- ウ 届け出ているが、医師は対象とはしていない
- エ 36協定を締結しておらず、届け出てもいいない
- オ その他（ ）
- カ わからない

問10. 「医師の労働時間短縮に向けた緊急的な取組」による医師に関する36協定等の自己点検（時間外労働の実態を踏まえて、36協定の締結や協定で定める時間数の見直し等を行うこと）について教えてください。（当てはまるもの1つお選び下さい。）

- ア 自己点検を実施した
- イ 現在、自己点検実施中である
- ウ 自己点検を実施していないが、今後予定又は検討している
- エ 自己点検を実施しておらず、検討もしていない ⇒問10-2へ
- オ 医師の時間外労働がなく、36協定の締結の予定がない

問10-2. 問10で「エ 自己点検を実施しておらず、検討もしていない」を選択した医療機関にお伺いします。その理由を教えてください。(当てはまるものすべてお選び下さい。)

- ア 対応する時間がいため
- イ 点検の方法がわからないため
- ウ 労使間で合意を得ることが難しいため
- エ その他 ( )

問11. 長時間労働者である医師に対する、医師（産業医等）による面接指導を実施していますか。(当てはまるもの1つお選び下さい。)

※ 労働安全衛生法では、時間外・休日労働時間数が1月当たり80時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる者に対して、医師（産業医等）による面接指導を行う必要があることを定めています。

- ア 実施している
- イ 対象となる医師全員にではないが、実施している
- ウ 実施していないが、今後実施を予定又は検討している（現在は未実施）
- エ 実施しておらず、検討もしていない ⇒問11-2へ
- オ 対象となる医師（長時間労働者である医師）がない

問11-2. 問11で「エ 実施しておらず、検討もしていない」を選択した医療機関にお伺いします。その理由を教えてください。(当てはまるものすべてお選び下さい。)

- ア 対象となる医師が面接指導を受ける時間の確保が困難と想定されるため
- イ 対象となる医師が面接指導を受けたがらないと想定されるため
- ウ 対象となる医師を把握していないため
- エ 面接指導を行う体制を十分に用意できていないため（面接を行う医師（産業医等）が確保できていない等）
- オ その他 ( )

以上でアンケートは終了です。ご協力ありがとうございました。

※ 本アンケートは、厚生労働省「医師の働き方改革に関する検討会」が、平成30年2月にとりまとめた「医師の労働時間短縮に向けた緊急的な取組」に基づいて実施しています。この緊急的な取組は、医療機関において緊急的に取り組むべき事項をとりまとめたものです。本アンケート項目以外の事項についても、各医療機関において積極的に取り組まれますよう、お願い申し上げます。